

令和4年10月24日

保護者の皆様へ

三木中学校生徒会
三木中学校生徒指導部

防寒服の着用について（お知らせ）

冬季の登下校における防寒服の着用について、生徒会役員を中心に内容の検討を重ねてきました。今年度さらに、さらにPTA運営委員会や評議員会等でもその内容について検討し、下記のように決定しました。

今後も生徒会を中心に学校生活等のきまりについて話し合い、三木中生徒の健全な生活や環境づくりをめざしてまいります。御家庭でもよく話し合ってください、中学生らしい防寒服の着用について御理解、御協力をよろしくお願いします。

記

- 着用してもよい期間は、**11月～3月**までの5か月とする。
- 登下校時のみ**冬服の上**に着用し、**校舎内での着用はしない。（靴箱付近に用意した脱衣場所で脱ぐ。）**
- 盗難・破損等については各自で責任を持つ。
- 防寒服は、かばんやサブバック、教室のロッカーのスペースにきちんと収納できる大きさのものとする。
- 機能性・経済性・安全性を重視し、中学生の登下校にふさわしいものとする。
- 原則として、部活動で使用している防寒服がある場合は、それを着用するようにし、その他については次のように規定する。
 - 着用できるもの
 - (1) ウィンドブレーカー(中綿入りのものを含む) (2) 薄手のダウンジャケット(ひざにかからないもの)
 - (3) コート(ひざにかからないもの)等 (4) ネックウォーマー
 - 着用できないもの
 - (1) スタジャン (2) 革ジャン (3) ジージャン (4) 豹柄や迷彩柄のもの (5) フード付きのもの
 - (6) 華美なもの、高価なものなど (7) 背中などに刺繍入りのもの (8) マフラー
- その他
 - 「ネックウォーマー」について
 - ① 黒・紺・グレーで色や形が華美でないもの
 - ② ワンポイントまで可
 - ③ ネックウォーマーとして利用すること
 - 「タイツ・ストッキング」について
 - ① 黒、ベージュで、無地・無柄のもの
 - ② 指先までないタイツを履く場合には、必ず靴下を履くこと
 - ③ 儀式・体育では着用しない